

第14次分権一括法の一部の施行に伴う関係政令の整備等について

1. 背景

本年6月に成立した、第14次分権一括法(※)の改正規定のうち、建築基準法等に係るものの施行に伴い、所要の規定の整備を行う。

(※)「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」

○第14次分権一括法における建築基準法の改正概要

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物(以下「国等の建築物」という。)について、指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする規定を整備。

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村(計画通知)	民間(建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	× → ○	○

2. 政令案の主な概要

(1) 施行期日政令について

第14次分権一括法の一部の施行期日を、令和6年11月1日とする。

(2) 建築基準法施行令等の関係政令の整備について

- 構造計算適合判定資格者検定の受検に必要な実務経験として扱われる業務に、指定確認検査機関の職員として行う国等の建築物の審査の業務を追加する。
- 指定確認検査機関が行う国等の建築物の審査の業務に係る、小規模な市町村の長が行う事務の整理を行う等、その他所要の規定の整備を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

閣議：令和6年10月8日(火)

施行：令和6年11月1日(金)

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する 審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用（建築基準法）

（施行日：公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日）

現
行

○建築主の種類によって、建築物を審査・検査等できる主体が異なる。

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知※)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	×	○

※計画通知：国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。



支障

○老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により**計画通知が急増※した**場合に、**建築主事が円滑に審査・検査等することが困難となる。**

※ 東日本大震災により、宮城県及び福島県では例年の3倍に増加（平成26年）。



見
直
し
後

○国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、**指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。**

建築主		国/都道府県/建築主事を置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)
審査・検査等の主体	建築主事	○	○
	指定確認検査機関	○	○



効果

- 円滑な審査・検査等が可能となる。
- 建築主事の業務負担が軽減されることで、審査業務以外の業務（監査・違反是正・処分等）にも注力可能に。

